

議案第28号

松原市第6次総合計画基本構想を定めることについて

松原市第6次総合計画基本構想を、別添のとおり定める。

令和8年3月26日提出

松原市長 澤 井 宏 文

# 松原市第6次総合計画 基本構想(案)

令和8年3月

松原市

# 全体構成

第1章 松原市第6次総合計画が目指すすがた .....	1
1. 第6次総合計画の策定にあたって .....	1
2. 2035年の将来都市像 .....	3
3. 将来人口 .....	4
4. 都市空間のランドデザイン .....	5
第2章 まちづくり3つの柱 .....	8
1. 安心・安全な活力ある“まち”づくり（まちづくり：ハード面） .....	8
2. “ひと”がいきいき輝くまちづくり（ひとづくり：ソフト面） .....	8
3. 協働で育てる“魅力”づくり（しくみづくり：運営面） .....	9
第3章 松原市第6次総合計画の課題について .....	10
1. 主な社会潮流 .....	10
2. 本市の主な特性 .....	12
3. 第6次総合計画における課題 .....	14

## 1. 第 6 次総合計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の目的

松原市（以下「本市」という。）では、新たな令和の時代を切り開いていくため、「みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら」を将来像に掲げた「松原市第 5 次総合計画（以下「第 5 次計画」という。）」を平成 31（2019）年に策定し、総合的なまちづくりを計画的に推進してきました。

この間、本格的な人口減少社会の到来や ICT・デジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大、さらには世界情勢の不安定化などにより、人々の生き方や価値観は大きな影響を受けてきました。加えて、地球温暖化等の環境問題や、令和 6 年能登半島地震や平成 30 年台風第 21 号など激甚化する災害、想定外の事態への対応など、社会全体が複雑化・不確実化するなかで、多様化する市民ニーズへの的確な対応が求められています。一方、国・地方自治体ともに財政面の課題を抱え、民間企業においても経営環境の格差が広がるなど、本市を取り巻く状況は依然として厳しい状況がうかがえます。

こうしたなか、変化の激しい時代においても地域の持続可能性を確保していくためには、市民・事業者・行政が、未来に向けた明確な方向性と行動指針を共有し、協働による取組を進めていくことが重要です。

そのため、本市では、市民アンケートや団体アンケートなどの各種調査を実施し、市民や地域のご意見を捉えるとともに、これらの結果をふまえながら、さらなる安心・安全の推進や、まちの活力の維持・向上を図り、人が輝き、誰もが「暮らしたい」と思えるまちの魅力をさらに高めていくために必要な方向性をとりまとめました。

「松原市第 6 次総合計画（以下「本計画」という。）」は、将来人口の見通しを踏まえた 2035 年の本市の“目指すすがた”とともに、令和 7（2025）年 2 月に市制施行 70 周年の節目を迎え、その先の未来、次の時代へと繋いでいくための総合的な指針を示します。本市に関わる人々が幸せを感じながら、明るく、楽しい未来を切り拓いていくために、市民・事業者・行政等が手を携えて、適切な役割分担のもとでまちづくりを進めていくための羅針盤であり、手引きとなるものです。

## (2) 計画の構成・期間

本計画は、本市における「2035年の将来都市像」、「将来人口」、「都市空間のグランドデザイン」を示すとともに、その実現に向けた「まちづくり3つの柱」を示した「基本構想」と、基本構想を実現するために必要な施策を体系化した、行政運営の指針となる「基本計画」で構成されます。

また、基本計画に掲げる施策を実現していくための具体的な事業や、その実施時期等を明らかにする「実施計画」を別途作成します。

基本構想は計画期間を令和9（2027）年度から令和16（2034）年度の8年間とし、基本計画は基本構想期間と同じく8年間とします。また、本計画は、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとしします。

実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度見直しを行うものとしします。

### ■松原市第6次総合計画の計画期間

年度	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
基本構想	基本構想（8年間）							
基本計画	基本計画（8年間）							
実施計画	実施計画（3年間）							
			実施計画（3年間）					
			実施計画（3年間）					
	毎年度必要な見直し							

## 2. 2035年の将来都市像

# みんなでつくる「まち ひと 魅力」 もっとまつばら。ずっとまつばら。

私たちのまち「まつばら」には、交通の便の良さに加えて、

日々の暮らしの中で実感されてきた魅力があります。

住環境や公共施設、子育て・教育を支える環境、働く場を含む都市機能が、

日常の暮らしを支えていること。

セーフコミュニティの取組を通じて、

暮らしの安心・安全を支える取組が協働により積み重ねられてきたこと。

そしてなにより、人があったかいこと。地域がつながっていること。

そうした魅力は、知れば知るほど、私たちの日々の暮らしのなかで、深まる実感となっていきます。

これからの松原は、「もっと松原の魅力を知ってほしいし、アピールしたい」という思いを出発点に、

「まち ひと 魅力」をみんなで磨き上げ、次の世代へ手渡していきます。

住む人にとっても、訪れる人にとっても、働く人にとっても……

誰にとっても「このまちにずっと住みたくなる」。そんなまちを目指します。

### 3. 将来人口

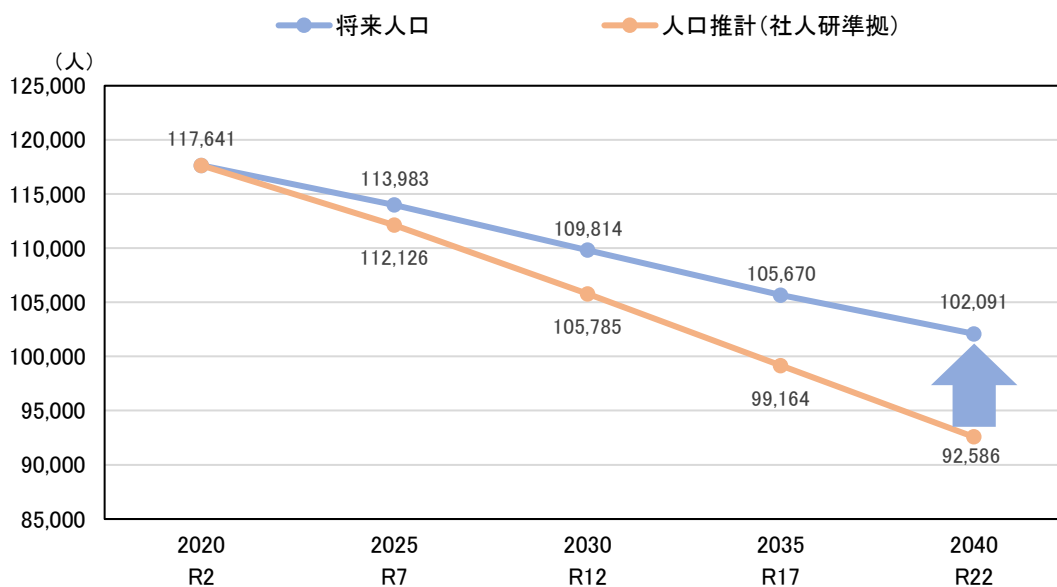
本市の総人口（2020年実績＝117,641人）は、令和2年度に改定した「松原市人口ビジョン」の推計（2020年推計＝117,432人）を上回る結果となりました。

直近では人口減少に一定の歯止めがかかっている一方で、中長期的な少子化・高齢化を背景とした人口減少が続く可能性が高い状況となっています。

人口の減少傾向が将来的にも続くと仮定した人口推計\*によると、令和2（2020）年における117,641人から、本計画の最終年度である令和17（2035）年には99,164人になることが予測されています。

引き続き、20代・30代を中心とした若者世代に向けた移住・定住施策や、子育て支援施策の充実に取り組むことで転出の抑制を図り、人口減少に歯止めをかけ、活力あるまちづくりを推進し、令和22（2040）年に目指す将来人口の目標を102,091人と設定します。

#### ■本市の将来人口の見通し



※国立社会保障・人口問題研究所による推計手法に準拠した推計。

## 4. 都市空間のグランドデザイン

都市空間のグランドデザインは、本市における都市空間や、都市づくりの目標の達成を目指して、市域の特徴や骨格を空間的・概念的に表現し、目指すべき将来の都市空間を分かりやすく描くものです。

### (1) 本市の構造

本市は大阪府のほぼ中央に位置し、大阪市や堺市、羽曳野市、藤井寺市、八尾市と接し、平坦地のなかを北部に大和川、西部に西除川、東部に東除川が流れています。

交通面では、古代からの街道網に加え、現在は高速道路網（阪神高速 14 号松原線、西名阪道、近畿道、阪和道など）および幹線道路（国道 309 号、大阪中央環状線、堺松原線など）が市域を貫いていることで、広域アクセスに恵まれた南大阪の玄関口として機能しています。さらに近年は、阪神高速道路 6 号大和川線の開通により、近隣都市間のみならず、臨海部や関西国際空港へのアクセスが飛躍的に強化されています。鉄道は近畿日本鉄道南大阪線が市北西部から東部へ L 字状に走り、立地する 4 駅が市内の生活拠点として機能するとともに、路線バスや公共施設循環バス（ぐるりん号）など公共交通の結節点となっています。

### (2) 将来の都市構造の方向性

#### <地域資源や土地それぞれのポテンシャルを活かした持続可能で魅力あふれる都市空間の形成>

本市では、地域の資源とポテンシャルを活かし、市民、事業者、行政が協働し、子育て世代をはじめ幅広い世代に選ばれ、次世代に繋ぐことができる、持続可能で魅力あふれるまちづくりを計画的に進めます。

そのために、残された貴重な自然、農地や河川等の水辺空間の保全とともに、都市の魅力に寄与する「みどり」の質の向上を図ります。さらに、歴史・文化資源の継承と活用を行うとともに、空き家対策等による市街地の更新を促し、誰もが安全、快適に暮らせる住環境を創出します。

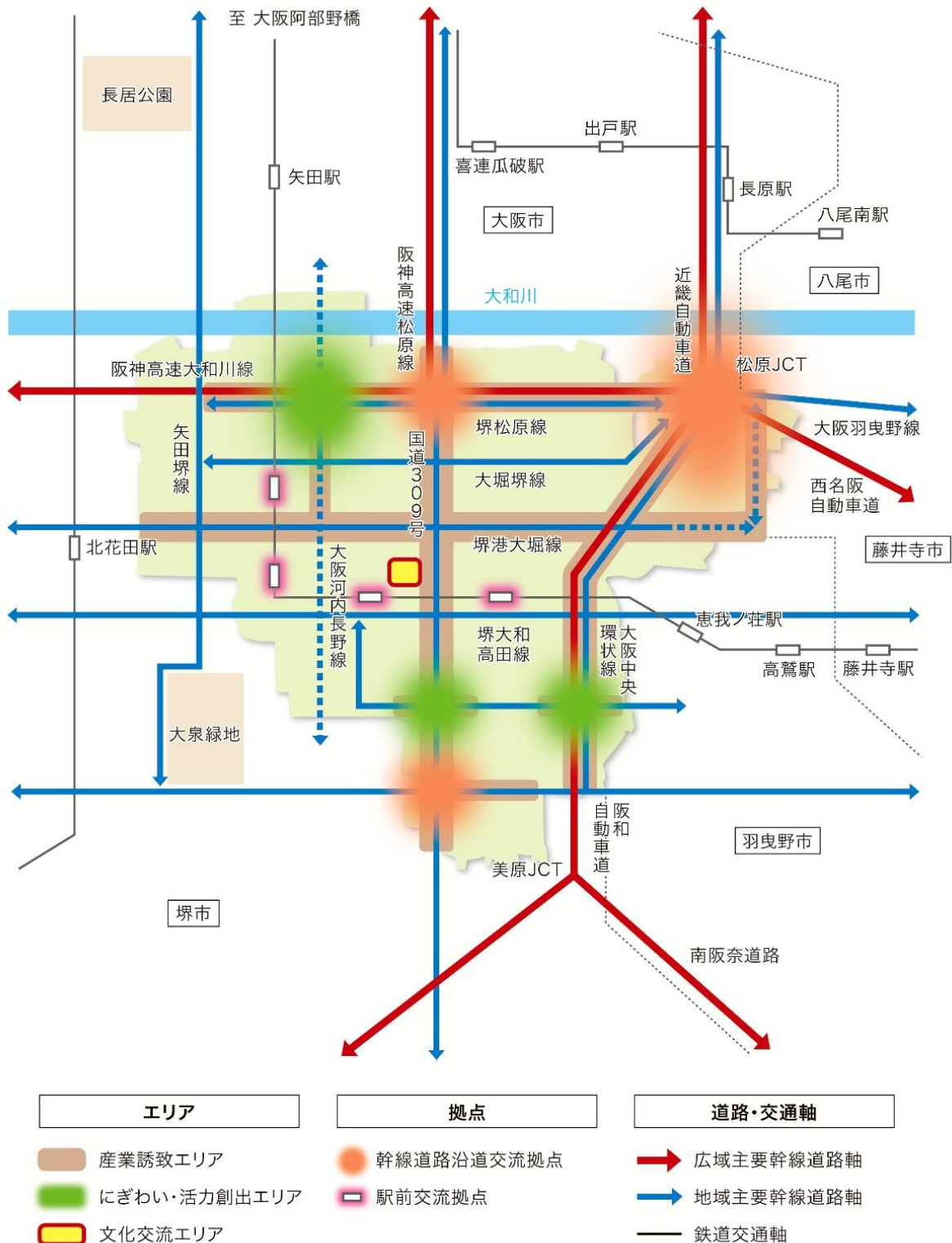
主要幹線道路沿道については、交通アクセス機能を最大限に活かし、低未利用地を積極的に活用し、地域の特性に応じた産業・商業系の土地利用を周辺環境との調和を図りながら計画的に誘導し、人やモノが集まり、にぎわいや雇用が創出され、都市の活力が向上する土地利用を推進します。

さらに、気候変動への対応や脱炭素の推進、災害に強いしなやかな都市構造の形成、公共施設の役割や更新のあり方等をふまえ、将来を見据えた都市機能の強化を図ります。

### (3) 将来都市構造図

将来都市構造図は、拠点エリアや交通軸をもとに、本市の将来の都市空間の方向性を示した図です。

市街地の更新や空き家の利活用、産業・商業系土地利用の誘導を、都市全体の構造を踏まえ進めていく考え方を表しています。



## **エリア**

### **■産業誘致エリア**

広域交通の利便性の高さを活用し、雇用を創出する商工業等の産業施設について、地域主要幹線道路沿道への誘導を図ります。

### **■にぎわい・活力創出エリア**

市民生活の利便性向上やにぎわい創出のため土地利用方針を定め、大規模集客施設等の誘導を図り、まちの活力を創出し波及させる拠点とします。

### **■文化交流エリア**

文化コミュニティ活動や交流の場となる公共施設が集積するエリアで、施設機能の充実と交流・にぎわいの創出を図ります。

## **拠点**

### **■幹線道路沿道交流拠点**

高速道路、大阪中央環状線、国道 309 号の結節点を幹線道路沿道交流拠点と位置付けます。

### **■駅前交流拠点**

市内鉄道 4 駅及び駅周辺地域を駅前交流拠点と位置付けます。

## **道路・交通軸**

### **■広域主要幹線道路軸**

高速道路網を広域主要幹線道路軸と位置付けます。

### **■地域主要幹線道路軸**

国道、府道、主な市道を地域主要幹線道路軸と位置付けます。

### **■鉄道交通軸**

鉄道路線を鉄道交通軸として位置付けます。

## 第2章 まちづくり3つの柱

本市が、本計画の推進によって実現する、2035年における“目指すすがた＝「将来都市像」「将来人口」「都市空間のランドデザイン」”を実現するため、「まちづくり」「ひとづくり」「しくみづくり」の3つの柱を立て、本市ならではのまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。

### 1. 安心・安全な活力ある“まち”づくり（まちづくり：ハード面）

#### ■安心・安全で快適な暮らしづくり（まったライフ※の実現）

#### ■ひとを呼び込む“仕事”づくり

本市の特性を生かし、人口減少や少子高齢化、気候変動や災害リスクの高まりなど、社会環境の変化に的確に対応しながら、将来のまちの姿を見据え、持続可能な都市運営による安心・安全で快適な暮らしを支えるまちづくりを進めます。

日常の生活環境や都市基盤の充実、災害に備えた防災・減災の取組に加え、空き家対策の推進や狭隘道路解消に向けた取組を通じて、暮らしの質と利便性を高め、「住みやすい」「将来も住み続けたい」「住んでよかった」と実感できる生活環境の形成を目指します。

あわせて、環境と調和した持続可能な取組を進めるとともに、誰もが働き、活躍できる環境を整えることで人や価値が集まる好循環を生み出し、地域の活力が持続的に維持・発展するまちの実現を目指します。

※松原市における“暮らしやすさ”を表現した言葉。これまでの“暮らしやすさ”はもとより、これから「みんな」で創り上げていく“暮らしやすさ”も含む。なお、“まったく”とは、河内地方で古くから使われている方言で、「松原」がなまったもの。

### 2. “ひと”がいきいき輝くまちづくり（ひとづくり：ソフト面）

#### ■ひとを育む子育て・教育の充実

#### ■人生100年時代の健康づくり・地域づくり

子育て・教育から高齢期まで、人生のあらゆる段階において、誰もが安心して学び、健やかに暮らし、地域の中で支え合いながら活躍できる環境づくりを進めます。

その実現に向け、保育サービスの充実により切れ目のない子育て支援を行うとともに、小中一貫教育をはじめとした質の高い教育の推進、インターナショナルセーフスクールの取組を通じた安心・安全な教育環境の充実、学力・学習意欲の向上や心の豊かさを育む学びの充実、家庭の経済状況に左右されない学びの機会の確保を図ります。

あわせて、人生100年時代を見据えた健康寿命の延伸、生活習慣病・フレイル予防、高齢者の見守り・生活支援体制の強化を進めるとともに、障がいのある人も地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活を支える体制の強化を図り、誰一人取り残されないことを目指し、必要な支援にかなげる取組を推進します。

これらの取組を進めるにあたっては、学校・家庭・地域をはじめ、医療・福祉・保健・子育て支援機関など関係する主体が役割を分かち合い、情報を共有しながら連携する多機関連携体制を構築・強化することで、すべての世代が安心して暮らし続けられる、人がいきいきと輝くまちを目指します。

### 3. 協働で育てる“魅力”づくり（しくみづくり：運営面）

#### ■活気を呼び込む魅力発信の推進

#### ■協働のまちづくりの推進

全国的な人口減少が進む中であって、本市ならではの住みやすさや暮らしの魅力を磨き上げるとともに、その価値を戦略的に発信し、移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大につなげることで、人の流れを生み出すまちを目指します。

あわせて、市民、地域団体、事業者、行政など関係する主体の参画と協働により進めてきたセーフコミュニティの取組をさらに深化させ、防犯や交通安全をはじめとする安心・安全な暮らしを支える地域力の向上を図ります。

さらに、地域が有する資源や人のつながりに加え、スポーツや文化・芸術、国際交流、観光を通じて人が集い、交流し、多様な価値観に触れながら誰もが挑戦できる環境を創出するとともに、公共施設のあり方についても中長期的な視点で検討しながら、限られた財源や人材を有効に活用した行財政運営のもとで、これらの取組を持続的に推進します。

こうした取組を通じて、人が関わり続け、暮らしやすさと将来への安心が実感できる、若者世代に選ばれる持続可能なまちづくりの実現を目指します。

## 1. 主な社会潮流

### (1) 人口減少、少子・高齢化の進行

日本の総人口は減少が続いており、2025（令和7）年時点で約1億2,000万人と推計されています。一方で、65歳以上の高齢者人口は増加し、高齢化率が29.4%と過去最高を記録しており、国民の3人に1人近くが高齢者という状況です。将来推計によれば、高齢化率はさらに上昇し、2070年には約38～39%に達する見通しです。

このように、人口減少と超高齢化によって、地域社会の維持・活性化、地域経済、社会保障、暮らしの基盤など、地域を取り巻く構造が大きく変化します。これに対応するため、若年層の就労・子育て支援や、移住・定住促進、地域の魅力発信など、地域に根ざした幅広い取り組みが求められています。

### (2) 安全への意識の高まり

全国各地で豪雨、台風、地震などの自然災害が頻発しており、先例として令和6年1月には能登半島地震が発生し、また8月には日向灘地震に伴い南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が政府から発令されました。こうした危機の頻発により、暮らしの安全確保はまちづくりの最重要課題となっています。これに応じて、国では防災・減災、そして社会全体の強靱化を目指す国土強靱化政策が一層強化されており、自治体や地域でも「自助・共助・公助」の連携による防災体制の整備や市民の防災意識の醸成、防災力の向上が求められています。

### (3) 雇用状況や情報化による仕事の変化

近年、日本の雇用市場では、有効求人倍率が依然として高水準にあり、労働力不足が続いています。また、近年では若年層や女性を中心にその割合が減少傾向にあり、正規雇用への移行も一定の進展がみられています。さらに、情報通信技術の進展により、どこでも働ける環境が広がり、リモートワークやハイブリッド勤務が定着しつつあります。これにより、雇用形態や働き方の選択肢が広がり、地域に居ながら働く人や、子育て等それぞれのライフスタイルと両立しながら働く人も増加しています。企業にとっても、デジタル技術やDXへの対応、柔軟な働き方を前提とした人材確保・雇用管理が求められています。

### (4) 子育て支援、学びの充実

国では、保育の受け皿確保や幼児教育の無償化に加え、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法によって「子どもを社会の中心に据えた政策（こどもまんなか社会）」が法的な根拠として整備されました。

こうした背景のもと、経済的支援や妊娠期から子育て、家庭支援、相談支援体制の強化など、子どもと家庭を総合的に支える体制の整備が進んでいます。

また、学校教育においては、新学習指導要領のもと、「知識・技能の習得」にとどまらず、主体的・対話的で深い学びを通じて思考力・判断力・表現力、さらに学びに向かう力や人間性を育む教育の実現が求められています。

## **(5) 協働のまちづくりの必要性の高まり**

全国的に人口減少や少子・高齢化が進むとともに、町会など地域団体の加入率低下が深刻化し、地域活動の担い手の減少により地域コミュニティの活力が低下しています。その結果として、高齢者の孤独や孤立、孤独死などのリスクが再び懸念されており、近隣住民による見守りや助け合い、買い物支援など、地域ぐるみの支援の重要性が強まっています。

一方で、生活環境や価値観の変化、働き方の変化などに伴い、従来の地縁・血縁に依拠した地域活動の枠組みだけでは十分に対応できない傾向があります。そのため、地域住民、事業者、NPO、行政など、異なる立場の人々が「協働」の視点で互いの力と資源を出し合い、新しい関係性と支え合いのネットワークを構築するまちづくりが求められています。

## 2. 本市の主な特性

### (1) 安心・安全を基盤とした確かなまち

本市ではこれまで、WHO 世界保健機関が推奨するセーフコミュニティ国際認証の取得をはじめ、事故・犯罪・災害予防等に一体的に取り組んできました。さらに、世界で初めて全小中学校においてインターナショナルセーフスクールの国際認証を取得するなど、子どもから大人まで、暮らしのあらゆる場面における安全の確保を進めてきました。

また、本市は地理的特性から津波や土砂災害の心配がないほか、雨水貯留施設の整備、内水対策の強化、大阪市との消防指令業務の共同運用の開始など消防・救急体制の充実により、市民の命を守る基盤が着実に整備されています。

さらに、市民主体の見守り活動や防犯灯・防犯カメラの設置、青色防犯パトロールなど地域ぐるみの防犯活動が進み、行政と地域が協働する「生活安全モデル」が確立しつつあります。

こうした取組の積み重ねにより、交通事故や火災、犯罪は減少傾向にあり、日常生活における安全性が高いまちといえます。

### (2) 交通アクセスに優れた便利なまち

市内の道路網は、阪神高速松原線や開通した阪神高速大和川線をはじめ、西名阪自動車道、近畿自動車道、阪和自動車道などの高速道路網が整備されており、広域的な移動に優れた交通環境が整っています。

また、近鉄南大阪線の市内4駅を有しており、天王寺まで河内松原駅から約9分でアクセスできるなど、大阪市中心部への通勤・通学を支えるとともに、若者世帯の移住・定住に寄与しています。

さらに、近畿圏の主要都市まで1時間程度で移動できる利便性は、市民生活の快適性の向上や産業活動の発展を支えています。

### (3) 子育て・教育環境が充実したまち

令和7年4月に幼保連携型認定こども園「ひだまりこども園」が開園するなど、平成22年度から続く4月時点の待機児童ゼロ、平成30年度から続く年間を通じて待機児童ゼロを継続しています。

また、市域において9箇所の子育て支援センターを有するなど、全国的にもトップクラスの子育て支援体制を整えてきました。さらに妊産婦への支援や産後ケア、小中学校給食の無償化など子育て家庭への支援は近年さらに拡充しています。

学校教育ではICT利活用の推進、体験活動の充実、友好交流協定を締結している台湾台北市文山区との国際交流などを展開し、子どもの学びの質を高めています。

さらに、市内には高校4校・大学1校があり、学びの場が身近にそろう環境は、進学・就職・地域活動など幅広い成長の機会を提供しています。

## **(4) 産業活力と地域資源があるまち**

交通利便性を背景に、物流・製造・サービスなどの企業が集積し、南河内近隣地域において昼間人口比率も高く、働く場が市内に確保されています。

また、幹線道路沿道や高速道路 IC 周辺では新たな企業立地が進むとともに、セブンパーク天美やイオンタウン、ハンズマンといった大型商業施設の出店により、商業・サービス分野の雇用創出とにぎわいの形成が図られており、若者・子育て世代の就業機会の創出にもつながっています。

本市の主要幹線道路沿道の低未利用地は、広域交通アクセスが良好であり高いポテンシャルを有していることから、利活用を通じて将来に向けた地域価値の創出が期待できます。

## **(5) 暮らしやすく魅力あるコンパクトで便利なまち**

4 km 四方というコンパクトな市域の中に、住まい・教育・医療・買い物・仕事がバランスよく配置されています。

また、大型商業施設の立地や公共交通網の充実により、日常生活の移動距離が短く、時間的・経済的負担が小さい「生活しやすさ」が大きな魅力です。

公園やため池などの身近な自然、地域コミュニティによる活動、多世代が交流する拠点づくりが進むことで、地域のつながりが維持され、さまざまなライフスタイルに対応した暮らし方が可能です。

さらに、都市の利便性と穏やかな生活環境が両立する、魅力ある居住都市としての評価が高まっています。

### 3. 第6次総合計画における課題

人口減少・少子高齢化、気候変動や感染症等のリスク、デジタル化の進展や暮らし方・働き方の多様化など、社会潮流と本市の特性、市民アンケート等をふまえながら、第5次総合計画の体系に沿って課題を整理しました。

#### (1) <まち>づくりの視点（ハード面）

##### ■安心・安全な生活の確保

- ・ 交通利便性を活かした幹線道路沿道のさらなる土地利用の推進
- ・ 「住みやすい」「将来も住み続けたい」「まつばら」を支える、生活環境の維持・向上と空き家対策の推進
- ・ 日常の安心を支える充実した消防・救急体制の継続
- ・ 災害リスクの高まりに備えたさらなる防災・減災の推進
- ・ まちの成長を支える道路等のインフラ整備の推進
- ・ 幅広いニーズに対応する公園・緑地整備の推進
- ・ 「松原市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく2050年のカーボンニュートラル（CO2排出量実質ゼロ）の実現を見据えた、持続可能な循環型・脱炭素型のまちづくりの推進

##### ■人を呼び込むための仕事の創出

- ・ 若者や子育て世帯の移住・定住促進を支え、ライフステージに応じた暮らしを支える安定的な雇用機会の創出と企業誘致及びまちの成長の周知
- ・ 就業人口、事業者数、従業者数が減少傾向にある中、製造業をはじめ地場産業、中小企業の振興、商店街活性化による地域経済の循環強化ならびに人材確保、事業承継の支援
- ・ 国の方針（地方創生2.0基本構想）で示す若者、女性が安心して働き、暮らせる雇用環境の創出、高齢者・障がい者の就業機会の拡大
- ・ 非正規雇用や低所得層を含む生活困窮リスクの軽減と就労支援の充実

#### (2) <ひと>づくりの視点（ソフト面）

##### ■子育て・教育のまちまつばらの実現

- ・ 子育て世代が安心して働き、暮らせる環境を確保するための保育サービスの充実
- ・ 学力・学習意欲の向上および心の教育の充実、家庭の経済状況に左右されない豊かな学びの確保
- ・ 全国的に増加しているいじめや不登校等に対する支援ニーズへの早期対応と切れ目のない支援体制づくり
- ・ 未来を担う力を育む家庭・地域・学校が連携した教育力向上の推進

#### ■地域における支え合いの充実と健康寿命の延伸

- ・高齢化の進行と単身高齢者の増加に対応した見守り・生活支援体制の強化
- ・健康寿命の延伸に向けた、疾病・介護予防の推進
- ・障がいのある人の地域生活・就労を生涯にわたって支える、切れ目ない支援体制の充実
- ・生活に困難を抱える人や孤立を早期に発見し、多機関連携で支える仕組みの充実・強化
- ・持続可能な地域包括ケアシステムの構築・推進

### (3) <魅力>づくりの視点（運営面）

#### ■人や産業を呼び込むためのまちの魅力発信

- ・全国的な人口減少にある中、ターゲットを絞った移住・定住促進
- ・移住・定住や交流人口の拡大に資する効果的なシティプロモーションの強化
- ・地域で稼ぎ、地域に還元する観光誘客の促進
- ・地域の魅力向上につながる芸術や文化にふれあえる機会の創出
- ・寄附を通じた共感と応援を広げる地域の魅力向上につながるふるさと納税のさらなる推進

#### ■協働のまちづくりの推進

- ・町会・NPO・企業・学校など関係する主体が行政と連携する協働基盤の確立
- ・協働のしくみづくりと人材育成を一体的に進め、自律的な地域運営力の向上
- ・子ども・若者、子育て世代などの地域活動への参画機会の拡大
- ・地域との協働によるさらなる防犯・交通安全の推進
- ・市民意見の反映に向けた情報発信等の強化
- ・持続可能な行財政運営の推進





